

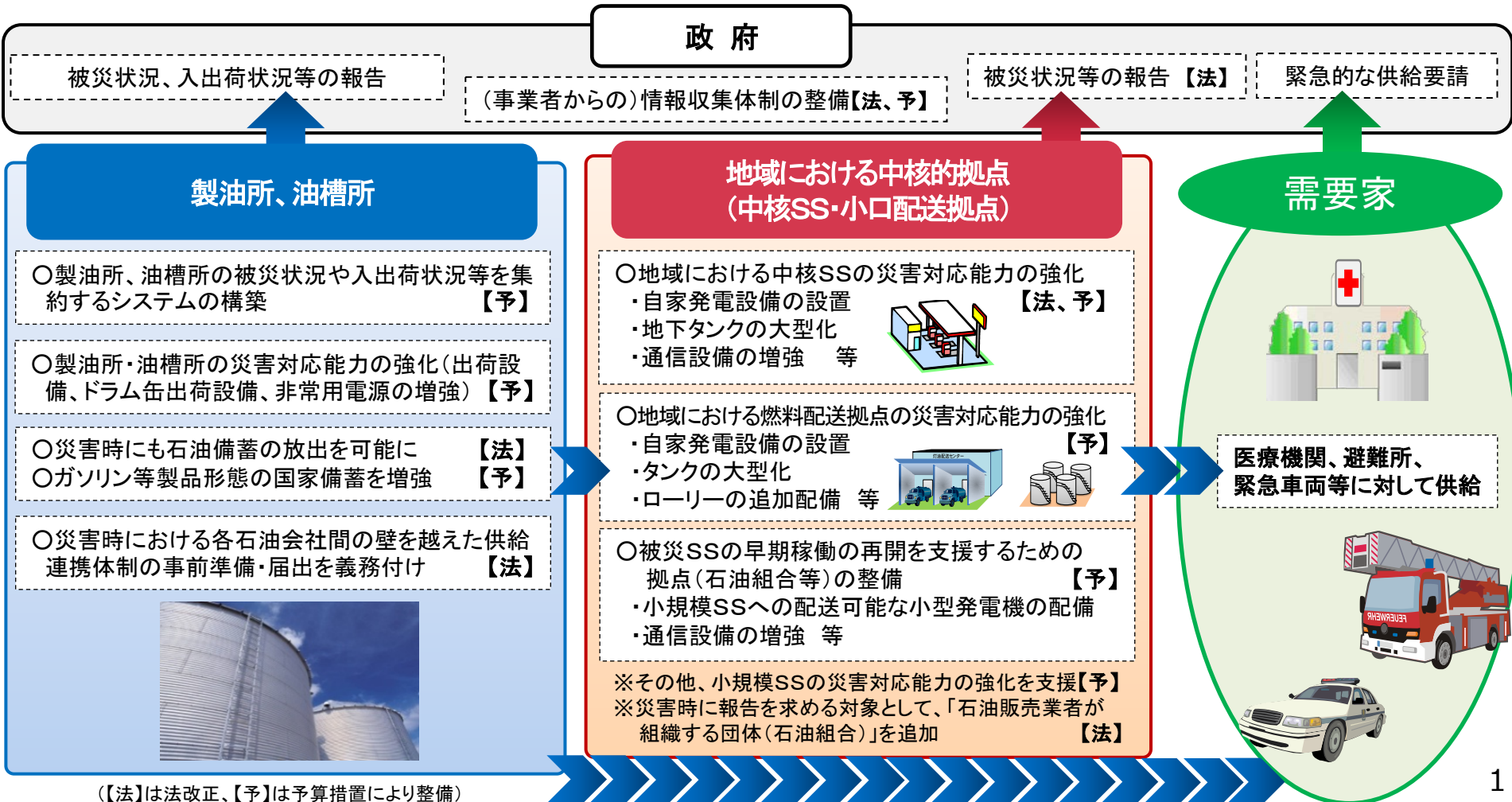
# 災害時の燃料供給体制の維持のために

～災害時の燃料供給の担い手たる中小石油販売業者による  
官公需受注機会拡大に係る配慮～

平成29年4月  
資源エネルギー庁  
石油流通課

# 東日本大震災後の緊急時石油供給体制の整備

- 東日本大震災時には、製油所・油槽所の出荷設備や周辺の道路・航路、タンクローリー等の被災が発生した。こうした事態に対し、石油精製元売会社間の供給連携体制や政府・自治体による供給支援体制も未整備であったため、被災地等への石油製品供給に支障が生じた。また、サービス・ステーション（SS）では停電や給油待ち渋滞の発生や在庫切れ等により、最終消費者への供給に支障が生じた。
- この反省を踏まえて、2012（平成24）年8月に石油備蓄法を改正。災害時に石油の安定供給を確保するため、地域を越えたバックアップ体制や地域ごとの体制を構築してきた。



# 石油の備蓄の確保等に関する法律（抄）

（石油販売業の届出）

第二十七条 石油販売業を行おうとする者（機構を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
  - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
  - 三 主たる事業所の所在地及び営業所の所在地
  - 四 （略）
  - 五 自動車に直接給油する事業を行う営業所（給油設備の規模が一定以上であることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）を有する石油販売業にあつては、当該営業所の給油設備の規模
  - 六 その他経済産業省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 前条第三項の規定は、石油販売業者に準用する。

（石油業者に対する勧告等）

第三十二条 経済産業大臣は、第七条第三項の規定により石油基準備蓄量を減少し、若しくは減少しようとする場合若しくは第十一条第二項において準用する第七条第三項の規定により石油ガス基準備蓄量を減少し、若しくは減少しようとする場合又は前条の規定により国家備蓄石油を譲り渡し、若しくは譲り渡そうとする場合若しくは貸し付け、若しくは貸し付けようとする場合においては、経済産業省令で定めるところにより、石油精製業者、石油販売業者、石油輸入業者若しくは石油ガス輸入業者（以下「石油業者」と総称する。）又は石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものに対し、指定石油製品の生産予定量又は石油の販売予定量若しくは輸入予定量その他の必要な情報の報告をさせ、当該報告に基づき、石油業者に対し、指定石油製品の生産予定量又は石油の販売予定量若しくは輸入予定量の増加その他の必要な措置（次条第一項又は同条第三項において準用する同条第一項の規定により勧告することができる措置を除く。）をとるべきことを勧告することができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 3 経済産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態に際して国民が的確に対応できるよう、石油の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。

# 中核SSの整備に向けた取組

- 東日本大震災の教訓を踏まえて石油備蓄法を改正。全国的な防災・減災の観点から、地域における石油製品サプライチェーンの災害対応能力強化が重要という認識のもと、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えた「中核SS」を全国で約 1,600SS 指定した。

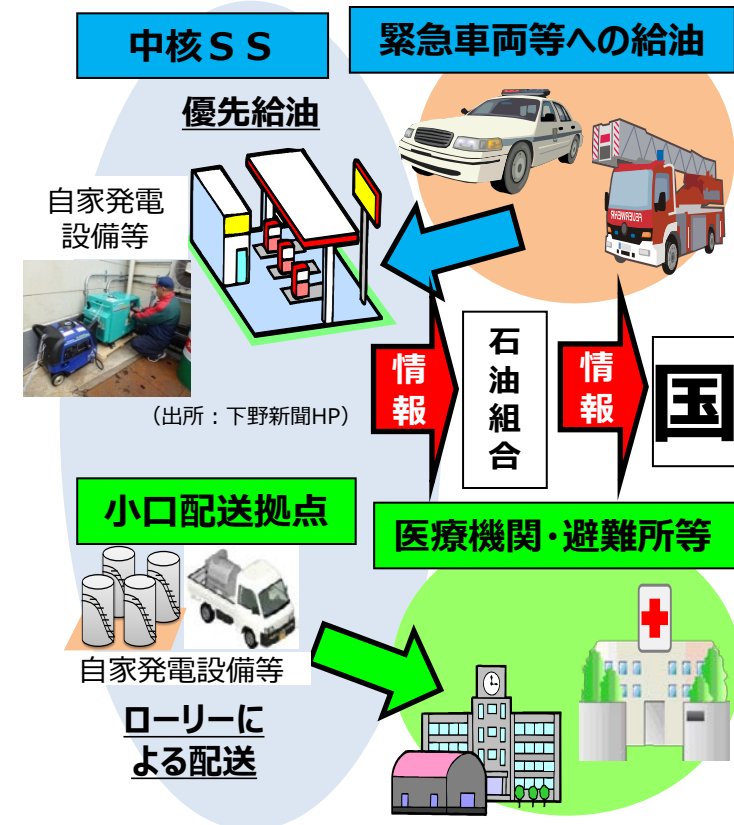
## 【中核SSの整備等に係る支援】

### 事業の概要

- ◆ 中核SS整備（補助率：2/3）
  - ・自家発電設備、情報伝達装置等の設置補助、地下タンク増強
- ◆ 小口燃料配送拠点整備（補助率：2/3）
  - ・自家発電設備、情報伝達装置等の設置補助、地下タンク増強、配送用ローリー導入補助
- ◆ 周辺SS早期再開支援拠点整備（補助率：定額）
  - ・携行缶、自家発電設備、可搬式ポンプ等の複数常備

### 整備状況 ～地震の被害予想が大きい県から整備

- ◆ 平成23年度補正 40.0億円 ～5県（被災県：青森・岩手・宮城・福島・茨城）
- ◆ 平成24年度当初 56.7億円 ～10県（東日本大震災のバックアップ地域、東海地震により被害が予想される地域：秋田・山形・新潟・栃木・群馬・山梨・静岡・愛知・岐阜・三重）
- ◆ 平成24年度補正 132.0億円 ～32都道府県（東南海・南海地震や首都圏直下型地震により被害が予想される地域など）  
→平成26年中に整備完了



# (参考) 全国の「中核SS」整備状況

2017 (平成29) 年4月1日時点

都道府県名	中核SS数
北海道	64
青森県	36
岩手県	57
宮城県	44
秋田県	23
山形県	22
福島県	56
茨城県	54
栃木県	49
群馬県	54
埼玉県	46
千葉県	42
東京都	123
神奈川県	34
新潟県	35
富山県	18
石川県	18
福井県	22
山梨県	19
長野県	53
岐阜県	53
静岡県	57
愛知県	48

三重県	26
滋賀県	25
京都府	14
大阪府	48
兵庫県	38
奈良県	15
和歌山県	25
鳥取県	16
島根県	16
岡山県	41
広島県	43
山口県	28
徳島県	13
香川県	18
愛媛県	21
高知県	5
福岡県	29
佐賀県	13
長崎県	13
熊本県	34
大分県	33
宮崎県	32
鹿児島県	37
沖縄県	17
<b>全国合計</b>	<b>1627</b>

# 熊本地震でのSSの活躍と住民拠点SSの整備

- 緊急車両・公共車両向けの中核SSが機能（熊本県内34箇所全ての中核SSが、震災後10日間で約1,600件の優先給油を実施）。SSが、災害時の「最後の砦」として被災地の生活を支える公共インフラとして再認識された。
- 一方で、避難者・被災者が稼働するSSを探し求めて道路渋滞・特定のSSへの長蛇の行列が生じ、報道でも問題視された。
- 特に、SSの停電に対する脆弱性が再認識された。4/16(土)早朝の地震により、4/18(月)時点でも、南阿蘇村内の全11SS中、停電を免れた3SSを除き、8SSが稼働停止・音信不通（後日、2SSは設備被災、2SSは震災以前より廃業済であることが判明）。
- 被災者・避難者に対する稼働SSの早期の情報の公開が求められる一方で、広域停電発生時に被災住民が利用可能なSS数の一定数の確保も不可欠。
- 熊本地震において、一般の避難者・被災者の方々が給油できる拠点を整備する必要性が認識されたことから、自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を、平成31年度頃までに全国で約8,000SS整備していく。



<南阿蘇市のSSの行列>



<車中泊する避難者>



<阿蘇市の中核SSが自家発を用いて稼働を継続> 5

# 中核SSを中心とした災害訓練の実施

- 平成25年度より、中核SSを対象とした研修・訓練を、全都道府県において開始。
- 全国の石油組合では、地元自治体と災害協定を締結するとともに、「総合防災訓練」に参加するなど、災害対応能力の強化に積極的に取り組んでいる。（28年度：18都道県が参加）
- 昨年度は、延べ1,888件、3,515SS・拠点が災害訓練に参加。

北海道釧路市  
(H28.9.1)



自衛隊との合同訓練

石川県七尾市  
(H28.9.4)



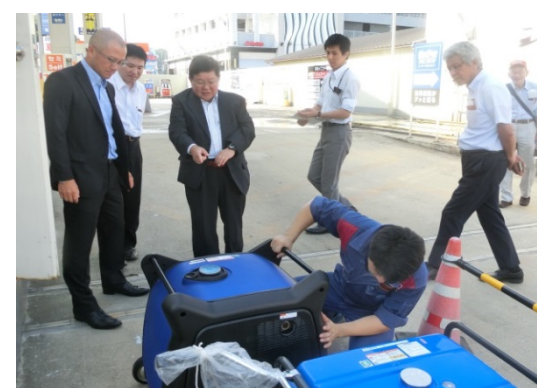
緊急車両への給油訓練

東京都葛飾区  
(H28.9.4)



重要拠点病院への配送訓練

石川県七尾市  
(H28.9.4)

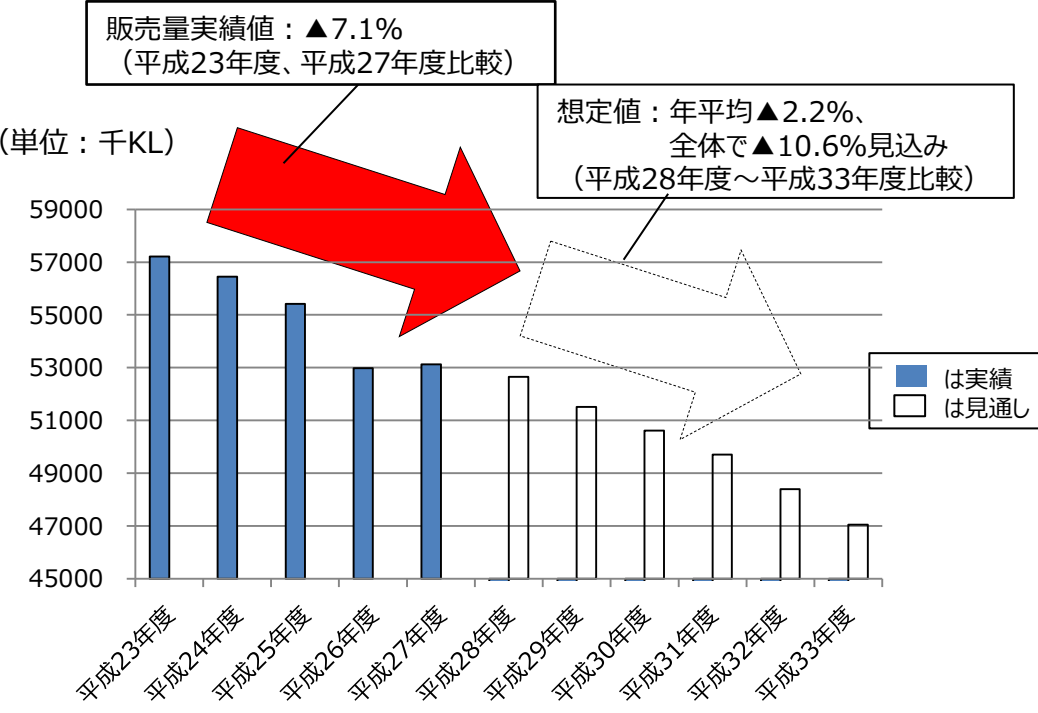


自家発電機の稼動訓練

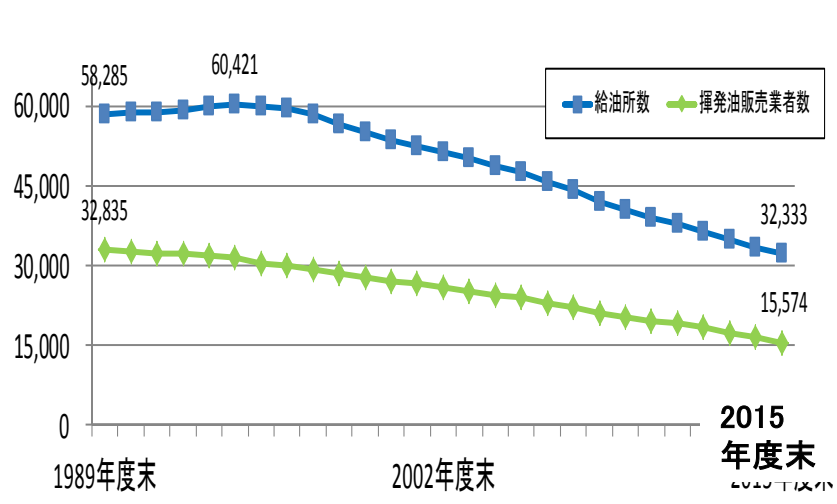
# 石油販売業の現状

- ガソリン販売の**需要量**は、少子高齢化や自動車の燃費向上等といった構造的な要因により、**今後も減少傾向（年▲2.2%）が続く見込み**。近年のガソリン販売業の営業利益率(0.9%)は、小売業全体の営業利益率（2.1%）の半分以下。全国のSS数は**1994年度末のピークに比べて約半数まで減少**（2015年度末時点で32,333SS）。
- SS過疎地も288市町村まで拡大しており、災害時の燃料供給の拠点となるSSの維持には、官公需等の安定的な受注による経営の安定化が有効。

## 【ガソリン販売量の推移】



## 【SS数及び石油販売事業者数の推移】



(出典) 資源エネルギー庁調べ

(出典) ・平成23年度～平成27年度実績値：「資源エネルギー統計」資源エネルギー庁  
 ・平成28年度～平成33年度想定値：「石油製品需要見通し（平成29年4月）」石油製品需要想定検討会



## 国等の契約における「中小石油販売業者に対する配慮」規定

- 自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、災害時に消防や自治体が所有する車両への優先給油や上・下水道等の重要施設に対し燃料の供給を行うなど、地域における石油製品の安定供給に重要な役割を担っている。
- このため、官公需法に基づく「国等の契約の基本方針」（閣議決定）には、石油組合等が地元自治体と災害時の燃料供給協定を締結している場合に、平時から、協定に参加する組合や中小石油販売事業者の受注機会の増大に配慮すべく、分離・分割発注や、随意契約などの方法を記載している。【平成27年度から記載】

◆平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針 平成27年8月28日 閣議決定

※平成28年度分についても同様規定あり(平成28年8月2日 閣議決定)

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

#### 5 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

##### (6) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合（以下この項において単に「石油組合」という。）が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

## 契約制度に係る法令について – ① 随意契約

- ◆ 地方自治体における契約については一般競争入札が原則であるが、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合等には随意契約によることが可能とされる。

### ◇地方自治法（抄）

（契約の締結）

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3～6（略）

### ◇地方自治法施行令（抄）

（随意契約）

- 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表5に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三～九（略）
- 2（略）

別表5に定める額

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1 工事又は製造の請負 | 都道府県及び指定都市 250万円、市町村 130万円 |
| 2 財産の買入れ    | 都道府県及び指定都市 160万円、市町村 80万円  |

## 契約制度に係る法令について – ② WTO協定

- ◆ WTO協定については、都道府県及び指定都市の調達について対象とされるが、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項第2号の規定により、事業協同組合等との調達契約については適用対象外とされる。
- ◆ すなわち、石油組合との調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（前出）による「契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当し、随意契約によることが可能となるものである。

◇地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抄）

（適用範囲）

第3条 この政令は、特定地方公共団体の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は総務大臣の定めるところにより算定した額とする。）が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲げる調達契約については、この限りでない。

一（略）

二 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会を相手方とする調達契約

三～五（略）

2（略）

※特定地方公共団体：都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（同政令第2条第1号）